

参考資料

浦安市敬老祝い金の支給に関する規則（平成11年規則第7号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（受給資格）</p> <p>第3条 敬老祝い金は、次に掲げる要件を満たす者に支給する。</p> <p>(1) 数え年88歳又は数え年99歳に達した者であること。</p> <p>(2) 数え年88歳及び数え年99歳に達した年の1月1日から8月1日までの間において、継続して本市の住民基本台帳に記録されている者であること。</p> <p>（支給額）</p> <p>第4条 敬老祝い金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> | <p>（受給資格）</p> <p>第3条 同 左</p> <p>(1) <u>数え年77歳</u>、数え年88歳又は数え年99歳に達した者であること。</p> <p>(2) <u>数え年77歳</u>、数え年88歳及び数え年99歳に達した年の1月1日から8月1日までの間において、継続して本市の住民基本台帳に記録されている者であること。</p> <p>（支給額）</p> <p>第4条 同 左</p> <p>(1) <u>数え年77歳の者</u> <u>10,000円</u></p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p> |